

新潟市障がい者地域自立支援協議会

第4回 全体会議事録（要旨）

1. 会議の日時及び場所

- (1) 日時 平成21年9月18日（金）午前10時から正午
- (2) 場所 新潟市役所本館講堂

2. 出席者

別紙「新潟市障がい者地域自立支援協議会第4回全体会参加者名簿」のとおり

3. 議事及び経過

- (1) こども部会・権利擁護部会について

【田中会長】

3月の全体会において、こども部会・権利擁護部会の設置について皆さまより承認いただいたところです。東西の連絡調整会議で、準備作業を行っているところですが、その後の進捗状況について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料1「新潟市障がい者地域自立支援協議会こども部会」について説明。

【田中会長】

今の説明について、皆さまから聞いてみたいことやこんな視点もあるのだけどみたいなことがあればお願いします。

こども部会は9月30日が第1回目の会議ですし、権利擁護部会については課題の整理等を行って、その後固まった地点でまた報告を頂けるということで進めていきたいと思えます。

- (2) 連絡調整会議の報告

【川本相談員（東部地域連絡調整会議議長）】

資料2「東部地域連絡調整会議の報告について」について説明。

【田中会長】

こちらから指名をさせていただいてご意見をお聞きしてよろしいでしょうか。まず1例目の障がい者の方が介護保険へ移行というところで、変わりたい方がいらっしゃる場所なのですが、けれども、病院で長期の入院の方とか、入院中に障がいが変わってしまうとか、特定疾病が発症してしまうような方とか本当に多くいらっしゃるかと思うのですが、その中で相談支援をされていく中でこういうことで困ったとか、こんなことで不安を訴えていらっしゃる方はいるのかなと思ってお聞きしてもよろしいでしょうか。

【藤本委員】

私も同じようなことを勤務の中で、病院のソーシャルワーカーは非常に強く感じておりました。西部の連絡会議の中で前回、前々回、私からも同じようなことを少しご意見として出させていただきました。その1点としては前回、年齢の途中で特定疾病になった方の繋ぎ目、介護

保険の認定が出るまで待つ間の自立支援の方が介護認定申請をすると同時にサービス利用ができなくなってしまうと。そのつなぎ目のところを障がい福祉課の方がご検討くださって、前回大変に勉強いただきまして、早急に対処していただいて大変ありがたかったです。

それからもう1点、65歳になると利用する制度が変わることに対する不安をお持ちの方が非常に多くて、その繋ぎ目が障がい福祉サービスと介護保険制度の繋ぎ目がなかなかうまくいっていないところ。これも前回お願いしたところなのですが、高齢介護課の方でなかなかこのことを受け止めて頂けなくて、要するに介護保険の申請、介護保険証の発行、それをもっと早くしていただければもっと早い準備ができるはずであろうと思うのです。そこをスムーズにさせていただいて良い問題が残っているかと思しますので、引き続きご検討をお願いしたいと思っております。

【田中会長】

次に、2つ目の親からの虐待を疑われる事例のところ、野嶋委員の方に、本当に日々サービスされている中でこういった事例というのは結構あるのではないかということで、もしあったらどのような感じで対応されているのかというのをお聞きしてもよろしいでしょうか。

【野嶋委員】

それが虐待なのか、それとも親の方も障がいがあるということなので、大抵、無視があって食事が合わないとか、それから入浴をさせないとか、それとも父親に障がいがあって食事を出してあげることができないとか、お風呂に入れてあげられないとかというところで、見極めがとて重要になってくると思います。それで、もし何かしらできないという状況であれば、親の方にも個別に話を聞き、育児ができない理由とか何かしら見つかるかもしれないので、虐待を疑う前に何かしらできない理由があるのかというところで、関わっていくのがよいと思います。

【川本相談員】

資料2「東部連絡調整会議の報告について」について説明。

【田中会長】

1つ目の常時親族から性的虐待を疑われている事例について、また委員の方からご意見をお聞きしたいと思うのですが、児童であるというところで、県立養護学校の本山代理に、こういう事例というのもおありになるのかなと思うのですが、その際には、どのように対応されていらっしゃいますか。

【本山代理】

池田委員が公務で出席出来ませんでしたので、代理で出席しております。やはり家庭内のことになると、学校内でも把握しきれない部分があり、特に当校の場合、校区が広いものですから、地域の方に戻って見ないとわからない部分というのもあるのですが、校内では学部ごとにケース会議を設けたり、コーディネーターが中心になったり、生活支援部が中心になったりしながら、校内で検討したり家庭訪問をしたり、それでもやはり見えてこないところは西部の地域連絡調整会議でも意見を出させていただいているのですが、地域の民生委員さんと何か繋がれたら良いのではないかなというようなことを考えてはいるのですが、なかなか解決には至っていないというところです。

【田中会長】

せっかくオブザーバーで児童相談所の方がお見えになっておりますので、今、児童虐待防止で実務者会議を開催されているということで、その辺の状況もちょっと伺ってみたいと思うのですが。

【石見オブザーバー委員】

区役所で児童虐待防止の実務者会議というものが月に1回行われております。各区によって担当の児童相談所の区の担当ワーカーですとか、区の児童福祉係ですとか、保健師さんにも入っていただいて、虐待に関する定例実務者会議を開催しております。そういった場を活用していただくと同時に、お子さんに関する虐待に関しては障がいをお持ちの方であっても児童相談所で受け付けておりますので、心配なケースがあればご連絡いただければ、こちらの方でも一緒にお手伝いさせて頂くことができますので、是非ご活用ください。

【海老相談員（西部地域連絡調整会議議長）】

資料3「西部地域連絡調整会議の報告について」について説明。

【田中会長】

未成年ということもありますし、学校と連携をしていくというようなところで、そういった部分というのも類似ケースもご意見いただけると思うのですが。

【委員】

いろいろなサービス事業者様には、たくさんお世話になっているところですが、必要に応じてサービスを利用する前に情報交換をしたいと。学校との連携ということについては、必要ですが、そういうことで皆さまには情報を実際に実習なども含めて、実習を受けて頂いたところから日中一時をそのまま利用されるというような例もありますので、そのところ利用などをして頂いたりして、連携という部分ではお互い情報を共有できるようにしていきたいと思えます。

【田中会長】

学校での生活とそれ以外の生活とのリンクする部分というのは、どのような形で情報を頂くのか、といった部分での連携は本当に難しい。必要であることを考えさせられるケースだったと思います。

2点目につきまして、権利擁護を課題として挙げさせて頂いておりますけれども、坂井委員よろしく申し上げます。

【坂井相談員】

精神障がいの方の多くは不快というものをどうやって損ねないでやっていくかというところが重要な要素かなと常々思っているのですけれども、やはり金銭管理しろと言ってもなかなか難しいというか、そのポイントがずれている。当然なのですけれど、規則正しい生活というのが現実にその人の生活をずっと追っていくと綺麗ということ自身が我々の発想している綺麗とご本人が思っている綺麗と違ったりする。そこで思っているものが違ってくると、どんどんどんどん自分が要求しているものが違う。やはり多くは規則正しい生活が送れないというところの視点でもそうなのですけれども、これが病状なのか、それとも本当に本人の今までの生活サイクルなのかによって全く違ってきます。要するに病状が悪いのにもかかわらず一生懸命頑張らなさいと言っても、なかなかそこにはたどり着かないということもあります。その辺の変化というのは非常に難しいと思っているのですけれども、関係性ができていくと多少なりとも

近づけるかなというように思っているのですけれども。

【田中会長】

やはりマネジメントするには関係性をまず構築してからというところが非常に重要ではないかと、ありがとうございました。

3件目の触法障がい者の方の支援について、在宅支援ということですが、南浜病院の吉川委員どうでしょうか。

【吉川委員】

犯罪の原因によってもまた犯罪の形が違ってくるかと思うのですが、病状によるものであれば、やはり医療を見逃さないということが大事かと思えますし、あとはやはりこのケースに限らず全体で見ていくこと、そしてそこにいろんな人が関わっていくことが大事なのかなと。お2人、お2人で生活しているかはわかりませんが、支えあっている部分もあるでしょうし、でも場合によってはやはり離れた方がいい場合もあると思うので、その辺の見極め等になるでしょうか。

【海老相談員】

このケースは同居が難しいということが前提にありましたので、その前に訓練施設的なところに退所以降、単身生活での自信をつけて頂いて、そちらに移行していくという形かなと思って今支援をさせて頂いているようです。

資料3「西部地域連絡調整会議の報告について」について説明。

【加藤委員】

なかなか要求が通らないと自傷行為を行うということでは、すごく施設のスタッフの方でも心配というか不安じゃないかなというのが、まず感想なのですが、ここにもありますようにチーム全員で一貫した対応をするというか、安易にそれに振り回されることがないようにということがすごく大事になってくるのかなと思います。チーム全員というのも1つの施設のスタッフ間だけではなくて各施設同士とか精神障がいをお持ちということで、治療にされているものもありですけど、精神科の先生とか家族の方とかも含めた全員で一貫した考えが必要なのかなと思って聞かせて頂いておりました。

【田中会長】

では2例目の異性問題のケースについていかがでしょうか。

【石見オブザーバー委員】

地域を含めて、この方を支えるシステムをいろんな機関で連携して作る必要があるかと思えます。実際に例えば療育手帳再判定で来られる方、たくさんいらっしゃるのですが、その中でも手帳をお持ちの方同士で結婚されて家庭生活をヘルパーさんの力を借りながら、何とかつけていっている方々もたくさんいらっしゃいますので、一概にすべてダメというわけではなくて、例えば異性の問題が心配なのであれば、少し突っ込んだ話で避妊の話をするとか、結婚してもその先の家庭生活をどういうイメージをしているのか、そういうのを具体的に周りの支える方々も一緒になって、この方のどこまでであれば支えることができるのか、こういうことをしたら支えるのはちょっと難しいのではないかとか、そういったことを全部含めて相談されるような体制を作るのが大事ではないかと思えます。

【田中会長】

ここでいったん休憩とします。

新潟市については発達障がい支援センターという機関が設置されると伺っております。その開設に目途がついたということで、センターの概要を事務局より説明を頂きたいと思っております。あらかじめご質問、ご意見等も頂いておりますので、これについても合わせてお答え頂いたあと、追加のご質問等があればお願いします。

【事務局】

資料4「新潟市発達障がい支援センターの開設について」について説明。

資料5「各委員会の意見募集について」について説明。

【田中会長】

今ほどの説明について、皆さんの方から追加、ご質問、ご意見などはありませんでしょうか。

【黒木代理】

お聞きしたい点は何点かありますのでお聞きします。名称なのですが、新潟市発達障がい支援センターというのは、「者」が入っていないのですが、その経緯を教えてください。

2点目なのですが、職員配置のところで、4人の常勤の方と1人は管理者の方ということですか。4人の中で就労支援を担当する職員の方がいらっしゃるのか、そのあたり区別をされるのか、全体トータルで考えられているのかお聞きしたい。

3点目なのですが、支援体制のイメージを見させて頂いて、一つ淋しかったのがハローワークの名前が入っていない。事業主の指導業務もやりますので、もしハローワークを入れて頂けるのであれば別枠として入れて頂ければありがたいと思っております。

関連してですが、少し細かいことで恐縮なのですが、就労支援機関の中で障がい者職業センターというのがあります。これの正式名称は「がい」は漢字になっていますので、どうされるかはそちらにお任せしますが。同様に障がい者就業・生活支援センターも厚労省の労働再度の一つの機関になっていまして、一応これも「がい」は漢字になっていますので、正式な名称はそのようになっていますが、それをどう使われるのかはまた別問題になりますので、細かいことですがお聞かせください。

【事務局】

まず、者がないのはなぜかということです。国の要望なり、法律の名前も発達障がい者ということであると思っておりますので、当然、違和感をお感じになったと思っております。新潟市発達障がい者整備検討委員会の中で名称について議論させて頂いて、者には児も含まれるという解釈で者という名前になるのですが、ない方がより児は除外だよ的なイメージ、ない方が発達障がい全体の支援にという表現の方が良いのではないかとということで、結論を出しましてそのようにすることとしました。

職員の5名、常勤管理者4名、管理者1名ということで、あと役割という話ですが、管理者1名、担当を分けております。トータルで就労支援にあたるのかということですが、基本的には就労支援の担当者1名が中心にあたるということになります。

それからハローワークの記載がないという、大変申し訳ありませんでした。実は就労支援機関の細かい字のところに入っていたのですが、印刷の関係で切れてしまいました。ご指摘のとおり単純な就労支援機関ではないよ、というご意見も頂きましたので、これはイメージにすぎないのですけれども、正確なよりわかりやすいものが望まれると思っておりますので、今後の資料と

してはそのように使いたいと思います。漢字もそうですね。固有名詞であれば当然そのとおりに使うのがよろしいと思います。訂正させていただきます。

【本田相談員】

今、担当を分けて、就労は就労でとの話でしたが、現在、発達障がいの方の就労している方を支援しています。その時は相談支援と就労支援ということ、なかなかわけることができないと感じています。それぞれ分担はするにしても、実際に相談を受けるときは、ごっちゃにして受けるといふか、全体的な支援が必要なのだということを知っていただきたいと思います。

【田中会長】

はい。ありがとうございました。

それでは移動支援部会の報告に移りたいと思います。昨年9月の第2回全体会で部会設置を承認いただきまして、10月より部会を設置して本年9月まで約1年間、長期に渡り新潟市の障がい者の移動に関わることについて議論を頂きました。本日は最終報告ということで、報告をお願いします。

【神田相談員（移動支援部会部会長）】

資料6「移動支援部会最終報告（骨子）」に基づき報告。

資料7「移動支援部会最終報告」に基づき報告。

【田中会長】

今の報告について、質問等があればと思うのですが、遁所さん移動支援について一言頂けると思うのですが。

【遁所相談員】

移動支援部会について神田部会長並びに皆さま、検討いただきご苦労様でした。

全身性の立場からということで、通勤のところですね、重度障がい者の助成金は使えません。私のようなもっと重度になると駐車場も運転できなければだめですし、バスの通勤ということになれば15人以上の雇用とか、いろいろとあるので、ハローワークさんも来ていらっしゃるの、もっと柔軟な雇用ということでは今のこの助成では通勤の支援というのは難しいということを感じております。それから一泊旅行とかそういうところは、事業者さんのご都合、労務管理というところもございしますが、いろいろな工夫でできるということも相談支援の研修会で厚生労働省の方から、神田さんの言葉を借りればグレーゾーンというところでどうにかなることもあると聞いておりますので、それぞれの事業所の工夫次第ではどうにかなるような気がします。また、介護保険等の絡みのところで、ケアマネさんも勉強されて、移動支援が高齢者のところに上乗せができるということで、移動支援のニーズも高齢者の方で増えるとなりましたが、報告でもありますように、通院と重度訪問介護等、個別給付としてそちらの方に移行して、そこで対応できない移動支援については、この事業を使っていくということで、限られた財源をというところでしたが、重度訪問に移行した場合、受けてくれる事業所があるかという、その事業所さんの決意といいますか、そこら辺でどうにでもなるような話です。

続けてすみません。介護保険に移行する障がいを持った人というのは、一つ解決策がありまして、介護保険にないサービスを利用すれば良いだけなので、重度の方に限って言えば、

全部、重度訪問に移行すればそのまま障がい者のサービスが利用できるのですよ。それをすると事業所が受けられないので、藤本委員さんも困惑されて悩んでらっしゃることが正直なところでございます。頸損の方が困っているってことに、ただ事業者が知らないだけで、頸損の方がそうなることを事前にわかっていたら、自ら動くいわゆるエンパワーメントっていう試練も私たち相談員がやっていかなければいけないかなと思っております。ただ、特定疾患については、なかなか事情ということから始まって難しいと。移動部会のところから発展して余計な事を言いましたけど、神田さんにはいろいろとご苦労、ご尽力、その支える皆さまのご苦労を鑑み感謝しております。

【神田会長】

貴重なご意見ありがとうございました。

神田会長をはじめ、部会委員の皆さま、一年間ご苦労様でした。この報告書は皆さまの汗と手間とそして心の入った報告書かと思えます。ぜひ一つ検討をして頂いて、施策の方に反映して頂ければと思います。

【事務局】

一言、御礼と今後の施策を申し上げます。

神田部会長さん始め、部会委員の皆さま、本当にお忙しい中、一年間ありがとうございました。会長の仰るとおり今後の本市の施策実施に向けた、大変貴重なご提言を頂いたと思っております。心からお礼申し上げます。この度、この提言に基づきまして、これから市といたしまして、具体的な検証継続なりをして、障がいのある方々の、生きづらさとか住みづらさというようなものを少しでも解消できるよう、その解消に向けて努力していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。これから予算などを始め、様々反映できるところ、速やかにできないところ、いろいろ出てくると思いますが、そういうところについても、この全体会それから部会に続けば、またご報告させて頂きたいと思えます。

以上